交通バリアフリーニュース

バリアフリー法及び基本方針が改正されました

今年５月に「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

2006 年に旧「ハートビル法」と旧「交通バリアフリー法」を統合・拡充し「バリアフリー法」が制定されてから 13 年が経過しています。一日の利用者数 3,000 人以上の旅客施設（駅等）の約９割（注：四国管内は 88%）で段差解消が実現されるなど、我が国のバリアフリー化は一定程度進展してきました。

2020 年東京オリンピック･パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正されました。

今回の改正では、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化として公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守の義務付けや公共交通機関の乗継円滑化のため、移動円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設。障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供の促進。

国民に向けた広報啓発の取組推進では、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」や公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加。

市町村等による「心のバリアフリー」の推進では、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューに「心のバリアフリー」に関する事項を追加し、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助。バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導に関する規定を創設。

バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定を整備。

※次ページに概要を掲載しています。

法改正に伴い「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の全部を改正する告示が令和２年６月 18 日公布、同年６月 19 日施行されました。

※詳細については、国土交通省ＨＰをご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜予算関連＞

背景・必要性

2018年12月の**ユニバーサル社会実現推進法の公布・施行**やオリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**等を受け、**「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要**

〇ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置（2018年度末）

①公共交通事業者等における課題

例１）車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
例２）交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。（平成30年改正時の附帯決議）

〇公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例）車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

〇オリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**※1を受け、**市町村、学校教育**※2**等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む**「共生社会ホストタウン」の拡大**
※2 新学習指導要領※に基づき**「心のバリアフリー」教育を実施**（※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施）

法律の概要

※赤字：令和2年6月19日施行　青字：令和3年4月1日施行

1．公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

〇公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設（※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
〇公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
〇障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2．国民に向けた広報啓発の取組推進

（1）優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

〇国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
〇公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

（2）市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

〇目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
〇心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助　（※予算関連）
〇バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】

高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3．バリアフリー基準適合義務の対象拡大

〇公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

消費者行政インタビュー

四国運輸局では、消費者ニーズや消費者行政上の課題を把握し、その結果を行政に役立てていくことを目的として公共交通機関の利用者等を対象にインタビューを行っています。

島も会社もお互いが必要とされる関係で進んでいけたら

（No.52　６月発行）

今回は、愛媛県八幡浜市とその離島の「大島」を結ぶ航路を運航し、島民の生活を支え続ける田中輸送有限会社の和田雅子社長にお話をお伺いしました。

航路の概要

「大島」は愛媛県八幡浜市の沖合に浮かぶ大小５つの島の総称で、人口は２３０人ほどの八幡浜市にある唯一の有人島です。

道の駅八幡浜みなっとの先に、木造のかわいらしい建物が見えるのですが、そこがこの航路の待合所になります。

八幡浜～大島間の航行距離は 11.7 ㎞で、運航時間は２２分、１日３往復しており、島民の重要な生活航路として国の補助航路にも指定されています。

船は「たいゆう２」と「ニューたいゆう」と２隻ありますが、船名の由来 はありますか？

船名の由来はあるんですよ。

大島の「大」と郵便の「郵」で「たいゆう」。

うちは郵便の航送と島での集配業務を当時の郵政省さんから請け負って１日１往復したのが家業の始まりなんです。

古い写真があったので見てもらおうかなと思うんですけど、（船に）郵便マークの旗が立っているでしょう。（写真赤丸部分参照）

この船で、曾祖父と曾祖母がふたりで、本当にポンポンポンっていう焼玉エンジンで、１日１往復、半日かけて八幡浜を行き来していたんです。

エンジンが壊れると、それこそ艪漕ぎの帆掛けでしていたと聞いています。

それから、毎日八幡浜まで通っているので人を乗せてほしいというニーズがあって、昭和 29 年に免許をいただいて、その後、会社を設立して、それから離島航路の指定を受けてという流れになっています。

主「たいゆう2」

予備船「ニューたいゆう」

和田社長が家業を継ぐきっかけになったのは？

当時、私は短大に通っていたのですけど、特に目的があって行っていたわけではなかったので、短大をやめて自活していたんです。

ちょうどその頃に祖父が体調を崩しまして、祖父から会社に入らないか、どうせプラプラしているなら、うちの仕事をしないかと言われたんです。

会社に関わると跡を継がないといけないというのが見えるので、ものすごく嫌で抵抗はしたんですけど、そんなこんなで祖父が亡くなってしまいまして。

私の父は経営には全くタッチしてきていなかったので、これは困ったぞと。

父は運航一筋で、運航を支えてきた人なので、経理に明るくなくて、かと言って私も明るいわけではなかったのですが、本当に見切り発車というか、それで会社に入って、簿記などもーから、税理士さんに迷惑をおかけしながら、させていただいてという感じですね。

和田社長は会社の経営だけでなく、運航もされていますよね。
船の免許はいつ取られたのですか？

船の免許は、会社に入ってすぐに、小型船舶の免許を尾道海技学院へ取得しに行きました。昔は小型船舶の免許は 4 級から 1 級という区分で、1 級をダイレクトに取ることができるのが尾道海技学院しかなかったんです。そこに 2 週間ぐらいかな、合宿に行きました。

その後、小型船舶の免許だけでは仕事にならないので、大型免許を取るために、履歴をつけて、大型免許を取りました。それが 24 歳の時です。

その当時はすごく浮いていましたね。どこに行っても男の人ばかりで。

やっぱり女性はいないのだなと相当肩身が狭かったです。

今では、会社で操船が一番上手と聞いていますが、
操船はお父さんに教えていただいたのですか？

父から教えてもらったことはないです。

「見て覚えろ」という昔気質の職人だったので、父の操船を真後ろに立って、どこを目標にして、どこで行き足をどうしているか、自分で見て感じながら。

うちの父、あんまりおしゃべりが得意な方ではなく、言葉も少ないので、父からあまり教えられたことはないですね。「操船は自分の感覚なので、人と一緒の感覚ではできないので、自分でものにしないとダメだ」ということで。

それで、はじめの１～2 年は父もまだ元気だったので、免許だけとってとりあえずという感覚だったのですが、そのうち、免許もペーパードライバーみたいになってもつまらないし、ちょっとやってみようかということで。

うちは個人でプレジャーボートを持っていたので、まずはそれを自分でちゃんと操れるようにして、それから、「ニューたいゆう（予備船）」に乗せてもらって、練習しました。

その後、突然父が「ニューたいゆう（予備船）」も操船できるようになったから、ちょっと「たいゆう」頼むわって、船を降りだして、いやいやちょっと待ってくれと。

本当にある日突然、一便行ってきてくれという感じで言われたんですよ。

なかなか優しい父で、本当に。男の子じゃないよ、私！と思いましたね。

田中輸送(有)和田社長

和田社長は、船を降りたら、一児のお母さんですよね。
どんな息子さんですか？
お仕事するお母さんをどう思っているのでしょうか。

息子は立ち直りが早いところが私似で、超生真面目なところがダンナさんに似ています。

出がけに「お母さん、今日は船？それとも陸？」っていうのは聞かれますね。

「陸」っていうのは事務所で仕事をする日、船は「乗船する日」みたいな感じで、一応予定は聞いてきますよ。

けど、まぁ、あまり尊敬はされてないかな。

どちらかというとダンナさんのほうを尊敬しているので。

「お父さんはどんなお船にずっと乗っていたの？」とか聞かされると、かすむでしょ（笑）

※お父さん（ダンナさん）は外航船に乗船していた経験あり。

事務所に息子さんが書いた船の絵が貼ってありますね。

息子が年中さんぐらいのときに書いたものです。（現在は小学生三年生）

「はがしていいやろ、もうそろそろ」って言ったら、「いかん」って言うんですよ。

来るたびに（ちゃんと貼ってあるか）チェックされるんです。（笑）

呉のヤマトミュージアムの駆逐艦です。やっぱり息子は船が好きなんですよ。船を身近に感じているので。

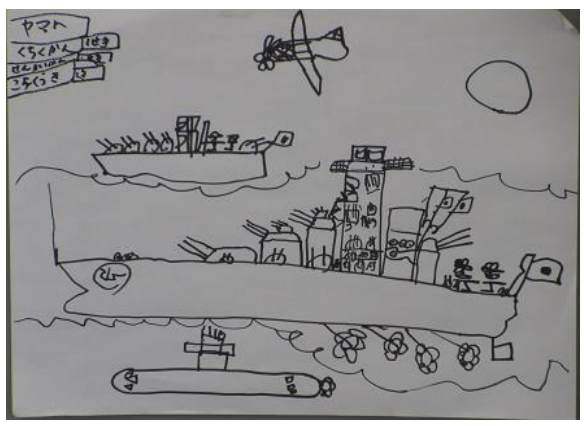

緊急事態宣言は解除されましたが、コロナの影響はどうでしたか？

島に釣りに来るお客さんが多くなっていたのですけど、島の人は気になるようで、「また釣りのお客さんが来とったけど、どこから来とったん？」って言われると船員からも聞くようになりまして。

コロナ対策で導入された券売機
（それまでは手売りをしていました。）

島は医療体制が充実していなくて、週２回しか先生が診療にいらっしゃらないので、そういう環境のなかで、もしも感染症が発生した時はとか、コロナと疑わしき人が島に入ってきて、そこでわっと広がったらと、島の方は不安な気持ちがあったと思います。

それで、うちは玄関口というか、うちで何か水際対策をしないといけないだろうということで、各社さんの対応がどんな感じになっているか調べてみたんですけど、離島航路の情報ってあまりないんですよね。

先行してアクションを起こされるのはやはり大手さんなので、大手さんの取組みを参考にさせていただいたり、渡航自粛のお願いをしたり、市や大島の地域の区長さんと調整しながら、話し合いをしてという感じですかね。

乗車する島民の方はご高齢の方ばかりですよね。何か気をつけていらっしゃることはありますか？

大島は、高齢化率７０％を超えている、本当に高齢も高齢、後期高齢者の人口割合の高いところなので、皆さんゆっくりしか歩けないんですよね。

車いすは必要ないけど、杖をつきながら、ゆっくり歩きながら来るので、乗り降りの際に船員が歩行の介助をしたり、重い荷物があるときは、桟橋より上まで持って行ってあげたりというような、気配り、心配りはできたらと話をしています。

新造の予定がありますよね。どんな船にしたいとお考えですか？

島は高齢者の方が多いので、バリアフリー設備以外でもなるべく高齢者の方に優しい作りにしたいと思っています。

昔のおじいちゃん、おばあちゃんって、椅子より座敷が好きでしょう。

今は、階段を降りた客室にある座敷席を、入口から入ってすぐの所に上げるとかは考えています。

足が痛いのに、わざわざ階段を降りて座敷席に行ってもらうより、入口からそのままフラットに座敷席に行くことができて、足を伸ばして座れたら、そんな感じで作らないといけないかなと思っています。

あと個人の方がしていた貨物船が、２年ぐらい前になくなってしまって、やはりそれなりに建築資材や車両の運搬のニーズがあるので、なるべく純客船というよりも貨客船的な、積荷もそこそこ積めますよというような感じにしないといけないなという計画で考えています。

他にも、急病でうちの船を利用したい方のために、担架をちゃんと置けるように、床を一段小上がりのように上げて、カーテンで仕切れるようなものを作ったりというようなことも考えています。

やはり、一番しんどいときに、何をしてほしいかというところだと思うんですよ。島の人が病気になったり、困ったときに、「田中輸送がいてくれて助かった、ああいう船にしといてもらって良かったね」って言ってもらえたらなと思いながら。

お互いがね、島も地域も会社もお互いに必要とされる関係でいて、事業が進んでいければ、いいのでしょうね。

最後に、離島航路事業をするなかで、社長が感じていることをお聞かせください。

他の事業者さんから見ると、離島航路事業者は赤字をもれなく補填してくれているというところで、商売というよりも、商売という意味合い抜きで物事考えてやっていかないといけないのかなと。

みなさん、普通はリスクを背負って商売されているわけじゃないですか。

でも、離島航路はどんなに頑張ったって今の収入の３倍出さないと利益は生まれないので、その３倍をどう自社努力だけで集客するかということは非現実的なことで。ただ、そうも言ってはいられないので、他団体との協働で大島でのイベントやクルージングチャーターなどを実施して、欠損を抑える取り組みをしています。

そして、生活航路として、結んでいる、島のニーズや環境といった方向に目を向けて事業をしていくことも第一の役目と思っていますね。

ただ、離島航路って航路以外のものを費用計上できないじゃないですか。確かにそれはそうだと思うんですよ。わかるんですけど。

うちは今まで島内での配達業務もやっていたのですが、それもできなくなってしまって、やめたんです。やめるときにも、ニーズはあるのにやめないといけないという心苦しさがありました。

島の人は独居の老人であったり、老老で夫婦お二人だとか、そういう島の人の生活が見えてくる分、もっとしてあげられたらいいのにということが、なかなかしてあげられなくて辛いなぁと。

たぶん、私が島出身者だからというのもあるのかもしれないですけど、見えてくる部分が多すぎて。運航して、自分も島に行きますし、島の中も歩くので。

結局、うちが一番わかっているといいますか、それなりに動ける人がそろっていて、そこねと思いながら。荷物は港と港とを運ぶよ、が、しかしその先はですよ。

割り切って運航していたらいいというものでなく・・・。

それって横着でしょう。

航路だけじゃなく、島の人に還元できるものがあればと思っています。

インタビューを終えて

四国には有人島が多数あり、島民の生活の足としての離島航路が、地域公共交通のなかで果たす役割は極めて大きいです。

当局では離島航路の補助を行っていますが、お金だけでは島民の生活の足は支えられません。運航し続けてくれる事業者の方がいないとその足は途絶えてしまいます。

現在、離島航路事業者も高齢化が進み、後継問題もどんどん深刻になってきていますが、今回、お話をお伺いした和田社長は、20 代の頃から、島のために、島民のために、本当の意味で『地域密着』の運航をし続けてくれています。

社長がその細い肩に重責を担いながらも、今日も島のために運航していることをぜひ知っていただけたらと思いました。

インタビュー実施日：令和２年６月２日（火）・聞き手：加藤・山本・横山

国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰(第１４回)

推薦案件を募集します！

公共交通機関、建築物、道路、駐車場、都市公園などの総合的で一体的なバリアフリー化を進めるとともに、国民のバリアフリー化に関する意識啓発にもより一層努めるため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人や団体を表彰いたします。

【募集受付期間】８月初旬頃まで

※募集受付期間は受付を担当する地方局等により異なりますので、下記及び次ページをご確認の上、該当地域の担当地方局等にお問い合わせ下さい。

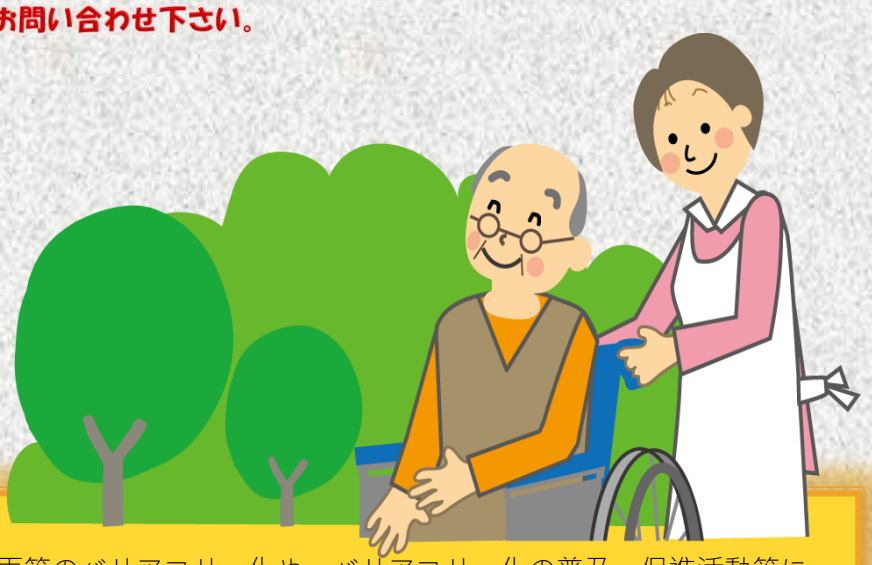

〇募集対象

国土交通分野に係る施設・車両等のバリアフリー化や、バリアフリー化の普及・促進活動等に積極的に取り組んでいる個人又は団体が対象となります。（詳細は次ページをご参照下さい）

〇推薦案件の募集（案件の応募について）

募集対象に合致すると思われる案件がありましたら、次ページの国土交通省各地方支分部局等（以下「地方局等」）の連絡先まで幅広にご相談下さい。
また、事務局へ直接御応募（自薦）いただくことも可能となりますので、応募様式（※）にご記入の上、６月３０日までに国土交通省総合政策局安心生活政策課までご提出下さい。
（自薦については団体のみ）

※応募様式URL：　http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html

〇表彰案件の選考方法及び表彰時期

地方局等から大臣表彰事務局へ推薦を行い、選考委員会における選定を経て、最終的には国土交通大臣が決定し、２０２１年１月に国土交通省本省において表彰を行う予定です。

お問い合わせ先：国土交通省四国運輸局消費者行政・情報課≪TEL 087-802-6727≫

【表彰の対象となりうる主な取組み事例と昨年度の受賞事例】

＜表彰対象となりうる主な取組み事例＞

- 施設整備にあたって障害当事者や有識者等の意見を積極的に取入れ、設計や工事に反映しているもの
- 「バリアフリー整備ガイドライン」の項目以外に独創的・先駆的な取組みを行っているもの
- 「バリアフリー基本構想」に基づき施設や車両等の連続的なバリアフリー化整備を行っているもの
- 事業者と地方自治体や障害者団体等の連携による取組みを行っているもの
- バリアフリー化推進のための人材育成などの取組みを行っているもの
- 障害者等の社会参加を積極的に支援するなどの取組みを行っているもの
- 子育て、認知症、発達障害等に対する支援等の取組を行っているもの

など、バリアフリー化推進のために取り組んでいる個人や団体の中から決定します。

＜昨年度の受賞事例＞

受　賞　者　名	受　賞　内　容
①東京空港交通株式会社 三菱ふそうトラック・バス株式会社 三菱ふそうバス製造株式会社	東京空港交通株式会社・三菱ふそうトラック・バス株式会社・三菱ふそうバス製造株式会社では、車椅子のまま乗り込めるエレベーター付バスを開発し、空港連絡バスとして国内で初めて導入、営業運行をおこなっている。
②北大阪急行電鉄株式会社	北大阪急行電鉄では、全駅可動式ホーム柵設置を目標として掲げ、２０１８年３月に全駅への設置を完了させ、駅等のバリアフリー化を推進している。
③東急電鉄株式会社	東急電鉄株式会社では、２０１４年度からホームドア整備を進めており、２０２０年３月に全駅への設置を完了させ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進している。
④スルッとKANSAI協議会	スルッとKANSAI協議会では、第１種身体障害者及び第１種知的障害者向けの特別割引用ICカードを発行した。事前に登録することで、利用都度の確認が不要になり、障害のある利用者の外出を支援している。
⑤芸陽バス株式会社	芸陽バス株式会社では、来る高齢化社会に向け、交通事業者として認知症の方々へのサポートに積極的に取り組むことを掲げ、行方不明の認知症の方を発見するなど地域のバス事業者として大きく推進している。
⑥成田国際空港株式会社	成田国際空港株式会社では、障害当事者、有識者、空港関係者で構成される「成田空港ＵＤ推進委員会」を設立し、成田空港ＵＤ基本計画と具体的な取組を決定し総合的なバリアフリー化を推進している。

①エレベーター付バス乗車風景

②可動式ホーム柵設置

③バリアフリーアプリの使用

④ICカードによる改札利用イメージ

⑤認知症シンポジウムでの取組報告

⑥成田空港UD推進委員会

※過去の受賞案件については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html）でご案内しています。

国土交通省各地方支分部局等連絡先

＜国土交通省本省＞　総合政策局安心生活政策課　03(5253)8304（直通）

＜地方整備局＞：建築物・道路・駐車場・都市公園等に係るもの

北海道開発局開発監理部開発調整課　011(709)2311（大代表）
東北地方整備局企画部企画課　022(225)2171（代表）
関東地方整備局企画部広域計画課　048(601)3151（代表）
北陸地方整備局企画部広域計画課　025(280)8880（代表）
中部地方整備局企画部企画課　052(953)8119（代表）
近畿地方整備局企画部企画課　06(6942)1141（代表）
中国地方整備局企画部企画課　082(221)9231（代表）
四国地方整備局企画部企画課　087(851)8061（代表）
九州地方整備局企画部企画課　092(471)6331（代表）
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課　098(866)0031（代表）

＜地方航空局＞：公共交通機関等のうち航空に係るもの

東京航空局総務部航空振興課　03(5275)9315
大阪航空局総務部航空振興課　06(6949)6216

＜地方運輸局＞：公共交通機関等に係るもの［航空関係を除く］

北海道運輸局交通政策部消費者行政・情報課　011(290)2725
東北運輸局交通政策部消費者行政・情報課　022(791)7513
関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課　045(211)7268
北陸信越運輸局交通政策部消費者行政・情報課　025(285)9152
中部運輸局交通政策部消費者行政・情報課　052(952)8047
近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課　06(6949)6431
神戸運輸監理部総務企画部企画課　078(321)3145
中国運輸局交通政策部消費者行政・情報課　082(228)3499
四国運輸局交通政策部消費者行政・情報課　087(802)6727
九州運輸局交通政策部消費者行政・情報課　092(472)2333
沖縄総合事務局運輸部企画室　098(866)1812

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

交通消費者行政レポート(令和元年度報告)を発行

令和元年度の交通消費者行政をとりまとめた「交通消費者行政レポート」を発行しました。

レポートは、行政相談、バリアフリーへの貢献による四国運輸局長表彰、消費者行政インタビューの各概要と四国における交通バリアフリーの現状、令和元年度における交通バリアフリー推進の取り組みを紹介する内容となっています。

なお、本レポートは四国運輸局ホームページに掲載しています。

URL：http://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/seisaku/report.html

---

みなさんからのご意見・ご投稿をお待ちしています。バリアフリーに関するものならなんでも結構です。四国運輸局消費者行政・情報課まで、ＦＡＸまたはメールでお寄せください。

〒７６０－００１９　香川県高松市サンポート３－３３
電話　０８７（８０２）６７２７
FAX　０８７（８０２）６７２３
Email: skt-syougyouka3012@mlit.go.jp

国土交通省

四国運輸局ホームページも是非ご覧ください　http://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/

このニュースは、交通バリアフリー関係の話題を中心に、四国４県自治体のバリアフリー関係担当部署、交通事業者及び地域のＮＰＯの方にお送りしています。このニュースの配信につきまして、配信先の追加、変更や停止をご希望される方は、お手数ですが本メールの返信機能でご連絡ください。